観音寺（草津市芦浦町）　十一面観音菩薩立像

観音寺（草津市芦浦町）　十一面観音菩薩立像

〈資料紹介〉

観音寺（草津市芦浦町）所蔵　木造十一面観音菩薩立像

和澄浩介

滋賀県立琵琶湖文化館に寄託される観音寺所蔵木造十一面観音菩薩立像（以下、本像）は、これまで公表の機会のないものであったが、中世に遡る貴重な作と判断されるため、ここに紹介の場を設けることとする。またそこから派生して、檀像の表面処理について若干の課題整理を行う。

形状

高髻を結う。頭髪は地髪部天冠台以下は毛筋彫り、天冠台以上は彫りを省略する。高髻は四束に分ける。天冠台は紐二条の上に列弁文帯を載せる。髻頂に如来相一面、地髪を二段とし慈悲相、狗牙上出相、瞋怒相をそれぞれ三面、大笑相を一面載せるが、配置に混乱がある。白毫相、三道相をあらわす。耳朶は環状貫通とする。条帛、天衣を懸ける。条帛は左肩から懸かり、右脇腹から背面を通って左胸下で一層目の上端から入り、下端から末端が垂下する。背面にはもう一方の末端をあらわす。天衣は背面の大部分を覆って両肩に懸かり、それぞれ腕の内側から膝前を通り前膊に懸って垂下する。裙、腰布を着ける。裙は正面で右前に打ち合わせ、膝下左右に瓔珞が懸かるたるみをあらわす。腰布は正面で結び目をつくり、先端を垂下させ、垂下部にも結び目を一つつくる。左手は屈臂して全指を握り蓮華を挿す華瓶を執り、右手は垂下して全指を軽く曲げる。直立する。宝冠、冠繒、胸飾、臍部の輪宝から垂れる垂飾を着ける。

法量（㎝）

像高八六・二／髪際高七三・八／頂―顎二一・六／面長九・一／面幅七・七／面奥一一・二／耳張一〇・八／肩張一四・三／胸奥（右）一二・六（左）一三・〇／腹奥一三・七／肘張二四・一／裾張一八・八／足先開（内）四・〇（外）一〇・一

品質・構造

檜。寄木造。玉眼嵌入。彩色。白毫水晶嵌入。

頭部は耳後ろで前後二材を矧ぎ、三道下で挿首とする。体幹部は体側中央で前後二材を矧ぐ。それぞれ内刳りを施す。左足先にかかる裾先端部に小材を矧ぐ。右腕は肩、左腕は肩と肘で別材を矧ぐ。頭上面、化仏、膝前部を含む天衣遊離部、腰布先端垂下部、両足先にそれぞれ別材を矧ぐ。宝冠、冠繒、胸飾、垂飾は銅製。

全体に赤褐色の染料を薄く塗布する。頭髪と髭は墨彩、唇は朱彩とする。

保存状態

右手第二、第五指の根元から、第三指、第四指の先端欠損。頭上面の全て、化仏、両肩以下、両足先、左足先にかかる裾先端部、天衣別材部、腰布別材部、銅製装身具、持物、光背、台座、以上後補。

作風と造立時期について

本像の様式的特徴としては、なで肩で抑揚を抑えた細身な正面観と、対照的に胸や腹にやや厚みをもたせた側面観が挙げられる。また、腰高で長身性が強調される。着衣は、長く垂れる条帛の先端や大きな腰布の結び目、これに呼応するような形の裙折り返し部などが華やかな印象を与える。条帛の衣文は太く力強い。大腿部から脛部の衣文は条帛ほどではないが一定の深さがあり、左右非対称として変化をつけている。顔の輪郭は、頬の張りが強い卵形を呈し、面貌はやや目じりを吊り上げ、鼻筋が通り、口を強く結び理知的である。上記のような特徴は、嘉禄二年（一二二六）肥後定慶作の鞍馬寺聖観音立像をはじめとして鎌倉時代以降に散見される特徴である。本像の造立時期も鎌倉時代と推定されるが、やや迫真性を欠き、着衣の表現も硬化が進んでおり十三世紀後半の作と考えられる。

表面仕上げと檀像の用材観について

本像の表面は、ほぼ全面が赤褐色を呈する。木肌をつぶさず、粒子も確認できないため顔料ではなく薄く染料を塗布するとみられる。膝下部には下地らしき白色顔料が認められるが、染料の上からかかっていると見受けられる箇所もあり、意図は不明である。

白檀などの檀木を用いて造立された檀像に擬すため、榧や檜で造られた代用檀像に赤系や黄系の染料をかけることはしばしば行われてきた。これらの彩色のことを檀色と称するが、本像も檀像を意識して檀色を施した代用檀像と考えられる(一)。

滋賀県内の檀色を施す例は、本像の他次のような像が挙げられる。年代が判明する作例では、本像と同じ観音寺蔵の聖観音菩薩立像（建暦三年：一二一三）、長浜市源昌寺の薬師如来立像（建保三年：一二一五）、栗東市井上区（吉祥寺）の如意輪観音菩薩坐像（正応四年：一二九一）にその可能性が指摘される。その他、九世紀の延暦寺千手観音菩薩立像、十二世紀後半の作とされる愛荘町金剛輪寺の十一面観音菩薩立像、源昌寺聖観音菩薩坐像、鎌倉時代後半の作とされる米原市青岸寺の十一面観音菩薩立像が挙げられる。観音寺聖観音像と源昌寺の二軀は本像に似た赤系の染料(二)、井上区像は代赭(三)、延暦寺像は白系の賦彩(四)、金剛輪寺像は柿渋様の染料(五)、青岸寺像は赤系の染料の上に透漆を塗布するかと推定されている(六)。檀色には黄土など黄系の色料が用いられることもあるとされるが、滋賀県内の例は本像も含め赤系が多い。

県内には檀色仕上げの像が他にも存在すると推定されるが、素地や古色仕上げとして紹介されているケースもあるかと思われる。積年の燻煙による黒色化によって檀色が施されているか判別が難しい例もあるものの、素地か檀色かは造像時の用材観における重要な問題を含んでいる。すなわち、用材が未処置のままでも檀木の代用と見做し得るのか、檀色を施すことでいわば檀木に見せかけなければ檀木と見做し得ない、もしくは檀木としての十分な視覚効果を得られないと考えられたかの違いを示唆しているのではなかろうか。白檀風の木肌をもつ材にさらに黄系や赤系の着色を加えることによって、より上位の黄檀や赤栴檀に擬すことがあるが、ここにもそもそも用材を着色せずとも檀像と見做し得るが、より上位の檀木の風合いを表すことを意図して着色する場合と、榧など白檀の代用と認識された材を用いているにもかかわらず、着色しなければ檀木と見做し得ない場合とがあると考えられる。正真の白檀像であるとされる堺市博物館聖観音立像（円通寺旧蔵）や法隆寺九面観音立像にも薄く染料がかけられている可能性が指摘されているが(七)、これは前者に当てはまる。一方、作品自体から後者を判別することは困難である。また、代用材の素地に透漆のみを塗布する例は着色せずともその木肌自体が檀木であるための条件を満たしており、さらに着色して上位を目指

す必要もないとの用材観を窺うことができる。

以上をまとめると、檀色をめぐる認識には次のような思想背景があると考えられる。

①代用材で素地のままでは檀木と見做し得ないため檀色を施す
②素地の代用材でも檀木と見做されるが、より上位の檀木に擬すために檀色を施す
③白檀を用材とするが、より上位の檀木に擬すために檀色を施す

言うまでもなく本像は①もしくは②に当てはまるが、そのいずれかは決し難い。

本像を紹介する傍ら、表面に施された檀色と判じられる赤褐色の染料に着目し若干の問題提起を行った。今後は檀像系の作品を拝するに際し、表面に何らかの着色処置がなされているか否かは、より注意深く確認する必要があると考えられる。また、県内においては檀色を施した例は鎌倉時代以降に集中していると目されるが、このような傾向の原因の解明は今後の課題としたい。

（わずみ　こうすけ・滋賀県立琵琶湖文化館学芸員）

註

（一）檀色については以下の文献を参照した。井上正「「檀色」の意義と楊柳寺観音菩薩像―檀像系彫刻の諸相Ⅰ―」『学叢』三（京都国立博物館、一九八一年）、同『檀像』（日本の美術二五三、至文堂、一九八七年）、鈴木喜博「檀像の概念と栢木の意義」『密教寺院と仏像』（日本美術全集五、講談社、一九九二年）

（二）水野敬三郎「聖観音菩薩立像」水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集成』鎌倉時代　造像銘記篇三（中央公論美術出版、二〇〇五年）、秀平文忠「14聖観音坐像」長浜市長浜城歴史博物館編『びわ湖・長浜のホトケたちⅡ』（サンライズ出版、二〇一六年）

（三）高梨純次「46木造　如意輪観音坐像」『近江路の観音さま』（滋賀県立近代美術館、一九九八年）

（四）岩佐光晴「118千手観音菩薩立像」『天台宗開宗一二〇〇年記念　最澄と天台の国宝』（京都国立博物館・東京国立博物館、二〇〇五年）

（五）榊拓敏「金剛輪寺・十一面観音菩薩立像について―制作年代と表面処理―」『滋賀県立琵琶湖文化館研究紀要』二三（滋賀県立琵琶湖文化館、二〇〇七年）

（六）高梨純次「43木造　十一面観音立像」『近江路の観音さま』（滋賀県立近代美術館、一九九八年）

（七）註一前掲鈴木論文

観音寺住職西川浄海氏には図版掲載のご許可を賜りました。末筆ながら記して感謝申し上げます。

図２　左側面

図１　左斜側面

図４　背面

図３　左斜背面

図６　右側面

図５　右斜背面

図８　頭部左斜側面

図７　頭部正面

図10　頭部背面

図９　頭部左側面

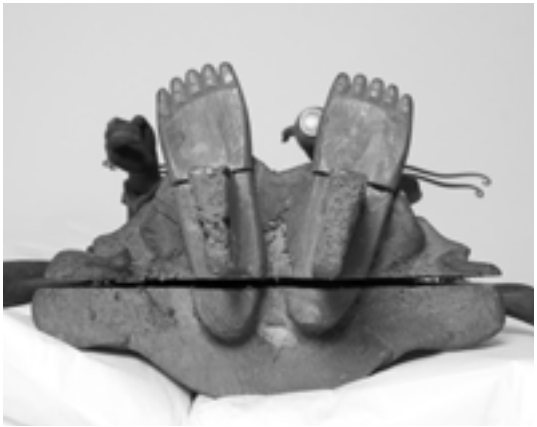

図12　像底

図11　頭部右側面